

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。  
以下のとおり、テキストに誤りがございますので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。  
ご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

### 行政書士 2025基礎知識・時事オールインワン講座 テキスト訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
35	解答82 正誤 解説文	解答82 × 登録免許税の税務書類は、税理士のほか、行政書士も作成することができる（税理士法51条の2、同法施行令14条の2）。	解答82 ○ 本肢のとおりである。税理士法は、行政書士又は行政書士法人が一定の税務書類の作成を業として行うことを認めているが、「登録免許税の税務書類の作成」は認めていない（税理士法51条の2、同法施行令14条の2参照）。	25/10/8

以上